【境界協議】留意事項

（１）申請書について

1. 添付書類は申請様式A、Bに各1部添付すること。
2. 委任状や印鑑証明書等で原本の提出ができない場合は、申請人（又は代理人）の原本証明付きの写しを提出すること。
3. 成果図には、「世界測地系」又は「日本測地系」の座標系の記載をすること。

（任意座標不可）

1. 写真は、立会写真、境界点写真（遠景、近景）及び基準点写真（遠景、近景）を提出すること。
2. 申請人本人が職員との立会ができない場合は、立会代理人を定め、実印を押印した委任状及び印鑑証明書を提出すること。
3. 成果図はA3にて提出すること。
4. 申請希望箇所が点になる場合は次点まで申請箇所に含め線で申請すること。

　　　　（1点のみの申請不可）

（２）立会について

1. 立会に関する招集等については、申請人（又は代理人）で行うこと。
2. 立会者の本人確認は、申請人（又は代理人）で行うこと。
3. 立会写真は、起点、終点及び三方境で撮ること。
4. 隣接地権者の立会代理人がその親族でない場合は、委任状を提出すること。
5. 関係者の立会が、職員との立会と別日になる場合は、申請人（又は代理人）にて、別紙立会証明書に署名及び捺印を受け提出すること。
6. 協議する道路の幅が2ｍ（水路は1ｍ）未満の場合は、対側地も申請箇所に含めること。
7. 立会までに、座標を記載した復元図（重ね図）を提出すること。（メール可）

（３）その他

1. 成果図は電子データでの提出も行うこと。

Email：[kensetsu@town.tachiarai.fukuoka.jp](mailto:kensetsu@town.tachiarai.fukuoka.jp)

データの種類：PDF

1. 本留意事項について、履行できないことがある場合は、担当職員と協議すること。

大刀洗町役場　建設課　管理係

電話：0942-77-6204

FAX：0942-77-3063